

第2次南九州市子ども読書活動推



平成 29 年 4 月 1 日

南九州市教育委員会

南九州市立図書館は鹿児島県下における公共図書館の始まり

明治 14 年当時の知覧村に新聞縦覧所，明治 16 年に当時の川北村根占書籍館が設立されたときが始まりとされている記録があります。（昭和 42 年発行鹿児島県史）

また，川辺図書館は大正 12 年，穎娃図書館は大正 13 年に創設しているという記録があります。

南九州市は県の訓令発布の前に図書館の形態を確立している歴史的背景があります。

目 次

第1章 はじめに	2
第2章 基本的な方針	3
第3章 子どもの読書活動推進のための方策	3
I 家庭における幼児期からの読書習慣化の推進	
1 家庭の役割	
2 家庭での取り組み	
II 地域に密着した子どもの読書活動の推進	4
1 南九州市立図書館	
2 民間団体等への支援	
III 学校等と連携した子どもの読書活動の推進	6
1 幼稚園等	
2 小学校・中学校	
3 高等学校	
4 障害のある子どもの読書活動推進	
5 学校図書館の機能強化	
IV 子どもの読書に関する啓発広報の推進	11
1 「子ども読書の日」を中心とした取組	
2 学校、図書館、民間団体等における各種情報の収集・提供	
3 学校、民間団体及び個人における優れた取組の奨励	
第4章 推進体制の整備	12
1 子どもの読書活動推進体制の維持と発展	
2 地方公共団体における連携・協力体制の整備	
3 各種団体等との連携・協力の促進	

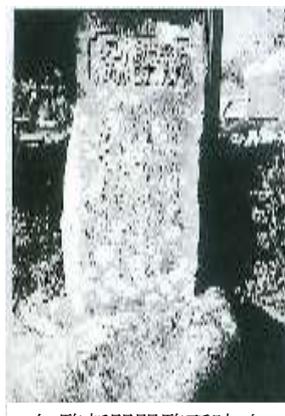
第1章 はじめに

子ども(おおむね 18 歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもたちが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生き抜く力を身に付けていく上で欠くことができないものです。

そのため、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、主体的に読書活動を行うことができるよう社会全体でその推進を図っていくことが重要です。

さらに、平成 13 年 12 月に公布・施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」でも、国の責務、地方公共団体の責務、事業者の努力、保護者の役割、関係機関等との連携強化などを定めています。

南九州市は、*¹鹿児島県下において早期に公共図書館の創設を果たしている歴史的背景もあり、これまで市立図書館の整備・充実、学校図書館の充実や市立図書館と学校図書館の連携など読書推進体制の確立に向けて努力してきました。



知覧新聞閲覧所跡碑

鹿児島県において、昭和 35 年に開始された「*²親子 20 分読書運動」を契機として「かごしまの子ども朝読み・夕読み」実践推進事業等による読書推進活動が行われています。南九州市では、早くからこの運動の取組を実践した経緯もあり、市民は子どもの読書には熱心な面があります。

*¹ 早期に公共図書館の創設を果たしている歴史的背景

明治 14 年当時の知覧村に新聞縦覧所、明治 16 年に当時の川北村根古書籍館が設立されたときが始まりとされている記録があります。(昭和 42 年発行鹿児島県史)

*² 親子 20 分読書運動

昭和 35 年、椋鳩十鹿児島県立図書館長が提唱した県民運動。「教科書以外の本を、子どもが 20 分くらい読むのを、お母さんがかたわらにすわって静かに聞く」という「母と子の 20 分間読書」がはじまり。

平成 19 年 12 月に穎娃町・知覧町・川辺町が合併し、それまで、知覧町にあった知覧町立図書館協会(公共図書館と小・中学校の校長・読書担当教諭・学校司書・司書等から構成)が南九州市読書活動推進会議と名を改め平成 20 年 5 月に設置され活動が開始されました。

図書館設置は、知覧図書館は平成 11 年 3 月・穎娃図書館は平成 19 年 7 月・川辺図書室は平成 21 年 7 月に設置され近代化も図られています。

移動図書館車の運行は、ゆめさと号が平成 12 年に知覧町に導入され、合併後の平成 23 年にさくら号が導入されました。



さくら号

また平成 26 年度には新図書館システムの更新もされ設備の充実が図られています。

幼児期からの読書推進として、赤ちゃん絵本プレゼントや平成 28 年度からはセカンドブック事業も始まり、これの継続、また読書のつどいや読み聞かせ等の行事、出張おはなし会などの実施を読書グループやボランティア等の協力を得ながら行い、読書活動の啓発をしなければなりません。また各団体の活動の支援や、ボランティア育成の講習会やスキルアップのための研修会など定期的実施する必要があります。

あわせて幼稚園・保育園での出張おはなし会や読み聞かせなどの支援を広げていく必要もあります。

また、高校との連携では、高校図書館との連絡を密接にとり、図書館員体験募集や高校生の読書を広げる場としての図書館のあり方を協議する必要があります。

南九州市教育大綱の「教育施策の基本目標の現実へ」に位置づけられた「図書館運営の充実」の「読書活動の推進」に基づき、また鹿児島県教育委員会の「第 3 次鹿児島県子ども読書推進計画」の改定に伴い、平成 21 年 7 月作成「南九州市子ども読書推進計画」をここに改定し第 2 次「南九州市子ども読書推進計」を作成し子ども読書活動をさらに推進するものです。

第 2 章 基本的な方針

子どもが、生涯にわたる読書の習慣を身に付けるためには、乳幼児期から読書に親しみ、子どもがその発達段階に応じて読書の楽しさを知ることのできる環境の整備を、社会全体で取り組んでいくことが必要です。

南九州市では、県の「1 日 20 分読書」運動の支援や、鹿児島県の*³四つの柱の推進を踏まえ、この基本方針を具現化するために、南九州市は推進の四つの柱を立てて計画を進めようとするものです。

南九州市の四つの柱

- I 家庭における幼児期からの読書習慣化の推進
- II 地域に密着した子どもの読書活動の推進
- III 学校等と連携した子どもの読書活動の推進
- IV 子どもの読書に関する啓発広報の推進

*³ 県の四つの柱

- I 家庭における子どもの読書活動の推進
- II 地域における子どもの読書活動の推進
- III 学校等における子どもの読書活動の推進
- IV 子どもの読書活動に関する啓発広報の推進

第3章 子どもの読書活動推進のための方策

I 家庭における幼児期からの読書習慣化の推進

1 家庭の役割

生活の中で、身近に1冊の本がある環境が必要です。市立図書館の有効な活用を図り、幼児期からの絵本の読み聞かせや、保護者が積極的に読書に親しむ姿勢や、テレビを消して好きな本を読み、本について話し合ったりし、読書の楽しさを知る機会をつくるのが大切です。

2 家庭での取り組み

(1)実践

ア 「1日20分読書」運動の推進

イ 「読書の日」「読書の時間」等の時間を設定します。

(2)家庭への支援

ア *⁴赤ちゃん絵本プレゼント事業や*⁵セカンドブックプレゼント事業を通して、乳幼児期から読書活動をスタートするとともに、読書習慣化の定着を図ります。

イ 保護者の読書活動への関心を高めるため、家庭教育学級や諸行事、PTA研修会等とおして啓発を図ります。

ウ 公立図書館で、保護者やボランティアを対象とした読み聞かせ講座等や家庭教育学級での読書会を実施します。また、おはなし会や親子で読書に親しむ機会の提供に努めます。

エ 市役所・役場・保健所など、乳児にかかわる事業を行う施設において、本の紹介やチラシの配布等によって保護者の啓発を図ります。



セカンドブックプレゼント

*⁴「赤ちゃん絵本プレゼント」(ブックスタート)

親と子が心とことばを通わせる、そのかけがえのないひとときを、絵本を介して持つていただくことを応援する運動です。

1992年にイギリスのバーミンガムで、子どもに文字を覚えてもらうなどの目的で、メッセージを添えて絵本をプレゼントしたのが始まりです。

バーミンガム大学のその後の調査によって、子どものことばや考える力にも影響があることが分かってきました。

日本では、平成12年の「子ども読書年」を機に全国各地で取り組みが始まり、実施自治体も平成15年4月で300余りであった市町村が、平成21年4月では694の市町村が実施しています。

南九州市では、「赤ちゃん絵本プレゼント」として、保健センターと連携して、乳幼児歯科検診時に実施しています。

*⁵セカンドブックプレゼント

赤ちゃん絵本プレゼントに続き、5歳のお子さんに絵本を通じて親子の絆を深め、自発的な子ども読書活動の推進のため行っています。絵本を通じ楽しいひとときを一緒に過ごすことで、親子の絆を深めるとともに、幼児期から絵本に接することで自発的な読書を促し、子どもの読書活動を推進します。

II 地域に密着した子どもの読書活動の推進

1 南九州市立図書館

(1) 役割

親にとっては、子どもに読ませたい本が準備してあるのが図書館、見つけたい本を簡単に探し、要望のあるテーマに沿った本を提供できる体制が必要です。

また、定期的なおはなし会や*⁴「子ども読書の日」など読書週間等におけるイベントの開催、あるいは、読書グループの支援・他機関のイベントへの積極的なアプローチによる啓発も必要です。

(2) 子ども読書活動の推進のための取り組み

ア 読書活動や図書館資料に関する情報提供

広報紙やホームページを活用し、定期的なおはなし会やイベントの開催及び時勢にあった本の紹介コーナーや新刊案内やお薦めの本等の情報発信や各種イベントへ移動図書館車を運行し広報をします。

イ 学校との連携

団体貸出(50冊)や学習支援として予約本の貸し出しや、休み時間等を利用した読み聞かせや要望に応じての読み聞かせの実施・学校司書からの相談の受付、調べ学習に対応したシステムの活用(学習件名検索)を利用したサービス、*⁵ブックトーク、*⁶ビブリオバトルなどの支援を行います。

ウ 南九州市読書推進会議を通し児童・生徒の読書の充実を図ります。

(ア) 理事10名以下を任命し会を年2回開催し運営にあたります。

(イ) 学校長・読書担当教諭・学校司書・公立図書館職員・公立図書館司書からなる委員会を開催し、年度の計画や連携について話し合います。

(ウ) ステップアップセミナー講座を実施し、担当職員の技術レベルアップを図ります。

(エ) 優良小・中学校や公立図書館などへ先進地研修を実施します。

(オ) 読書感想画を募集し各館へ展示やホームページへ掲載します。

(カ) 学校図書館による学校図書館運営研究会等の運営をサポートし発表を補佐します。

*⁴「子ども読書の日」 毎年4月23日。「子どもと読書活動の推進に関する法律」で定められた日。

南九州市の教育行政基本目標。

心身共に健康で豊かな人間性の育成と、格調高い魅力ある文化振興の推進を図ることを目指したものです。

*⁵「ブックトーク」 あるテーマにそっておはなしをしながら、何冊かの本を紹介していく方法。

*⁶ビブリオバトル・・・書評合戦。発表者が順番に本を紹介し合い、意見交換を行った後、参加者が読みたくなかった本を多数決で決定する、ゲーム感覚で楽しめる読書会の方法。

エ 図書館相互や関係機関との連携・協力

図書館相互や関係機関と積極的に連携・協力し、蔵書の相互利用，行事や講座等の充実，資料の展示など，読書活動に資する取組を推進します。

(3) 図書館の機能強化

ア 住民サービスの向上 (困った時は図書館へ)

(ア) 地域住民のニーズを踏まえ，図書館資料や施設等を計画的に整備・維持していきます。

- ・特色のある各館・室の図書資料の充実を図ります。
- ・児童室，特設コーナー等の展示の更新・充実を図ります。

(イ) 携帯電話サイトやインターネットを利用した本の検索・予約の利用促進を図ります。

イ 司書及び司書補の資質向上

研修会等や講習会に積極的に参加させ資質向上を図ります。

ウ 障害のある子どもの読書活動を推進するための諸条件の整備・充実に努めます。

点字資料・録音資料・手話や字幕入りの映像資料等の整備，図書館利用の際の介助，*⁷対面朗読等の実施など，読書環境の整備が必要です。このうち，点字資料・録音資料については*⁸「鹿児島県視聴覚障害者情報センター」を含む全国の視聴覚障害者情報提供施設からのネットワークを利用した貸し出しを検討します。

*⁷「対面朗読・・・視覚障害者等が希望する本を，直接読んで聞かせるサービス。

*⁸「鹿児島県視聴覚障害者情報センター」・・・障害のある人のための総合的な福祉センター「ハートピアかごしま」の四つの施設の一つ。点字資料の閲覧，録音資料の聴読及び貸し出等を行って います。

2 民間団体等への支援

市内には，親子読書会や読書グループがあり，子どもの読書活動の推進に関する市民への理解や関心を広め，子どもが読書に親しむ機会が提供され，子どもの主体的な読書活動が推進されています。

これらの民間団体の活動を活かせるよう，育成し環境を整備することが必要です。

(1) 民間団体の養成及び資質向上のための研修の実施

新たなボランティアの養成や発掘。活動中のボランティアの不安解消やスキルアップのための「初めての絵本の読み聞かせ講座」等，地域の読書活動に密接した研修会等を実施します。

(2) 民間団体の活動への支援

ア 活動の場や機会の提供や本の選書などをサポートします。

- イ 民間団体が行う情報交流や合同研修会等の広報や活動に協力します。
- ウ *⁹「子どもゆめ基金」等の事業を紹介します。

*⁹「子どもゆめ基金・・・子どもの読書活動の振興を図る取組の裾野を拡げ、子どもの健全な育成を図ることなどを目的とした活動を支援する基金。

Ⅲ 学校等と連携した子どもの読書活動の推進

学校等は子どもたちに一斉に指導ができるという特質があり、積極的に読書活動が進む効果が期待されます。

1 幼稚園等

(1) 幼稚園・保育所等における子どもの読書活動の推進

ア 計画的な取組を推進します。

計画的な本の購入や、乳幼児期に読書の楽しさを知ることができるよう公共図書館等を利用した本の情報収集により本の充実を図ります。また、公共図書館の出張おはなし会や保護者による読み聞かせを計画します。

イ 公共図書館の配布本や移動図書館車を利用した個人・団体貸し出並びに県立図書館の配布本を利用し本の充実を図ります。

ウ 保護者への啓発に努めます。

1日 20分程度の読み聞かせなど等の取り組みや読書の意義について保護者への啓発を行います。

(2) 子どもの読書活動推進のため、幼稚園や保育所等の機能強化

ア 外部人材の活用に努めます。

幼稚園、保育所等においては、安心して図書に触れることができるようなスペースの確保に努め、保護者やボランティア等と連携し図書の整備を図るよう促します。

イ 成長に応じた図書の選定に努めます。

県や市の公共図書館の推薦する本などの情報を集め、成長に応じた図書の選定に努めます。

ウ 教職員や保育士等の資質向上

読み聞かせなどに関する研修会などへ積極的に参加させ、教職員や保育士等の資質向上を図ります。

2 小学校・中学校

(1) 児童生徒の読書習慣の確立・読書指導の充実

子どもが読書に親しみ、習慣化していくために、南九州市読書推進会議での事業や移動図書館車の利用と合わせ、自校の図書館と連携しそれぞれの学校の実態や子どもの成長に応じた特色ある取組を推進します。

ア 「1日20分読書」運動に取り組むに当たって、図書館資料の充実は欠かせません。文部科学省の学校図書館図書整備5か年計画を踏まえ、学校図書館図書標準の計画的な達成を目指します。整備期間中は、公共図書館の団体貸し出しや移動図書館車の運行を利用し充実を図ります。移動図書館車の資料購入については、必要とする本の購入を公立図書館へ要望します。

イ 「朝の読書」「朝読み夕読み20分」等の、教職員と児童生徒と一緒に読書をする時間を引き続き設定し、その充実を図ります。

ウ 読書活動や学校図書館の利用を指導計画に位置付け、意図的・計画的な読書指導を推進します。

エ 中学校では、特に「ジャンルを広げて20分」を目指した取組を行います。学校図書館担当職員等を中心に、読み聞かせやブックトーク、*⁶ビブリオバトル、推薦図書の選定、推薦図書コーナーの設置、図書館通信の発行など、児童生徒の実態に応じた多様な読書活動や個々に応じた本の紹介を行い、様々なジャンルへの読書の広がりを図ります。

オ 委員会活動など、児童生徒が自分自身の読書活動に主体的に取り組めるよう支援します。

カ 南九州市読書推進会議を通し、公共図書館と学校との連携を密にし、児童・生徒の読書の充実を図ります。

(ア) 年2回の理事会へ参加し運営にあたります。

(イ) 学校長・読書担当教諭・学校司書・公立図書館職員・公立図書館司書からなる委員会に関係教諭等を参加させ事業について話し合います。

(ウ) 担当教諭等を公共図書館等や自主団体等で行う研修や講座に出席させ読書推進に係るレベルアップを図ります。

(エ) 先進地研修に参加し、図書館運営の参考とします。

(オ) 読書感想画の募集により児童の読書意識向上を図ります。

(カ) 学校図書館による学校図書館運営研究会に参加し学校図書館の運営を研究します。

(2) 家庭、地域との連携による読書活動の推進



学校図書館運営研究会

読書活動を家庭や地域に広めていくために、家庭への啓発や地域との連携を図り、学校・家庭・地域が一体となった読書活動を推進します。

ア 親子読書にふさわしい本や家庭でできる読書推進策の紹介・普及に努めます。

イ 読書の意義や家庭における読書環境の在り方等について、家庭への啓発に努めます。

ウ 親子読書や朝読み夕読みの取組を支援します。

エ 親子読書会や読書グループ、公立図書館司書等を活用した多様な読書活動を推進します。



先進地研修

(3) 全教職員の意識高揚

読書指導を充実するためには、教職員自身が読書に親しむことが重要であるとともに、国語科のみならず、全ての教科等とおした読書指導の重要性を理解することが求められています。

そのため、学校図書館の活用や読書指導の在り方について、全教職員の意識の高揚を図ることが重要です。

ア 司書教諭や学校図書館担当職員等と連携を図り、全校体制による読書指導の事例の紹介に努めます。

イ 読書指導の研究校や家庭・地域と連携します。また、南九州市読書推進会議のステップアップセミナー等でのスキルアップを図ると共に、先進地校の研修で、実際の運営を学び各校にあった取り組みを実践します。

ウ 南九州市読書推進会議の学校図書館による学校図書館運営研究会等を通し、読書指導担当者のディスカッションを深め研修会を充実させ、運営の充実を促していきます。

3 高等学校

(1) 生徒の読書習慣の確立・読書指導の充実

生徒が自分自身を見つめる時間として1日20分程度の読書に親しみ、読書活動の習慣化を図るために、それぞれの学校に応じた取組を推進します。



高校生の活動

ア 不読率を減少させるため、全校一斉読書等に積極的に取り組みます。

イ 学校図書館の利用を指導計画に位置付けて、意図的・計画的な読書活動を推進します。また、各教科の指導計画を図書館に配備し、各教科等の指導内容と関連する図書館資料の提供に努めます。

ウ ブックトーク、ビブリオバトル、推薦図書を選定、推薦図書コーナーの設置など、生徒の実態に応じた多様な読書活動や本の紹介に努めます。

エ 委員会活動など、生徒の主體的な取組を推進します。

オ 創造的かつ多様な読書活動を工夫し、生徒が読書のよさを体感できる活

動に取り組めます。

不読率の解消について、5年間で半減を数値目標として取り組むこととします。

また、図書館を利用しない生徒の関心を図書館に向かせるためには、教師や学校司書からの情報だけでなく、生徒同士の情報交換が効果的です。このため全ての高等学校で委員会活動の主体的かつ創意ある活動を推進します。

(2) 家庭、地域との連携による読書活動の推進

読書活動を家庭や地域に広めていくために、家庭への啓発や地域との連携を図り、学校・家庭・地域が一体となった読書活動を推進します。

ア 読書の意義や家庭における読書環境の在り方等について家庭への啓発に努めます。

イ 市立図書館や県立図書館と連携した多様な読書活動を推進します。

(3) 全教職員の意識高揚

読書活動を指導するためには、教職員自身が読書に親しむことが重要であるとともに、国語科のみならず、全ての教科等をとおした読書指導の重要性を理解することが求められています。そのため、学校図書館の活用や読書指導の在り方について、全教職員の意識の高揚を図ることが重要です。

ア 司書教諭や学校図書館担当職員等を中心とした全校体制での読書活動を推進します。

イ 各教科等の内容に関連した図書館資料の整備・充実に努めます。

ウ 各教科等での図書館利用の促進を図ります。

4 障害のある子どもの読書活動推進

障害のある子どもが豊かな読書活動が行えるよう、次のような読書活動支援を推進します。

(1) 障害の状態に応じた選書や環境の工夫、視聴覚機器等を活用した実践例紹介

(2) 他校との資料や情報の交換

(3) 盲学校で作成した点字図書及び*¹¹点字図書館等の資料の活用促進

(4) 読み聞かせなどの読書活動



小学校の読み聞かせ

*¹¹ 点字図書館・・・点字刊行物および視聴障害者用の録音物を利用できる施設。身体障害者福祉法34条により、視覚障害者情報提供に位置づけられ、都道府県、市町村、社会福祉法人等が設置する。無料または低額な料金で利用できる。「図書館」と名前はついているが、図書館法に基づく図書館ではない。厚生労働省管であり、障害福祉の範疇となる。

5 学校図書館の機能強化

学校図書館は、読書センターとしての機能と学習情報センターとしての機能を持つ学校教育に欠くことのできない重要な施設であり、様々な学習活動を支援する機能を果たすことが求められています。また、公立図書館の活用や他校の学校図書館と相互利用を行うなど、連携・協力も重要です。

(1) 学校図書館の資料等読書活動を推進するための諸条件の整備・充実

ア 児童生徒の読書活動を推進し、多様な興味・関心にこたえる図書の充実を図る計画的な整備に努めます。

イ 学校図書館の施設や環境の工夫や学級における読書環境の整備・充実に努めます。

ウ 学校図書館の蔵書管理用コンピュータの活用やインターネットを利用した、公立図書館との情報の共有を図ります。

エ 司書教諭や学校図書館担当職員など、全職員の連携や協力を図ります。

- ・学校図書館の円滑な運営を進める校内組織の確立に努めます。
- ・推進委員会など、校内の連携及び提案・推進を具現化する体制の確立に努めます。
- ・学校図書館活用に関する研修への職員の積極的参加に努めます。
- ・学校図書館ボランティアの活用に努めます。

オ 学校図書館の地域への開放に努めます。

- ・平日における学校図書館の開放を検討します。
- ・長期休業期間等には、ボランティア等の協力を得ながら開放を図ります。

(2) 公立図書館や他校の学校図書館との連携・協力

ア 公立図書館からの団体貸し出しや公立図書館司書の積極的な活用を図ります。

イ 近隣の学校図書館との人的交流や図書館資料の相互貸借等、連携・協力を努めます。



Jr. 図書館員

IV 子どもの読書に関する啓発広報の推進

1 「子ども読書の日」を中心とした取組

「子ども読書の日(4月23日)」は、国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために設けられました。

南九州市、学校、図書館においては「おはなし会」「おはなし会スペシャル」など、「子ども読書の日」の取組が行われています。また鹿児島県の*¹⁰「毎月23日は子どもといっしょに読書の日」として、毎月23日を子どもの読書活動を推進する日として各種の取り組みがあります。また、「子どもの読書週間(4月23日～5月12日)」や「文字・活字文化の日(10月27日)」「読書週間(10月27日～11月9日)」等の推進を図る行事で、年間を通じて子どもと大人がともに地域全体で読書活動を推進する気運を一層高めるよう努めます。

*¹⁰「毎月23日は子どもといっしょに読書の日」・・・平成15年度鹿児島県図書館協会が提唱。全国で取り組まれる「子ども読書の日(4月23日)」だけでなく、毎月23日に本県独自に取組を推進するもの。

2 学校、図書館、民間団体等における各種情報の収集・提供

子どもの読書活動を進めるためには、各種情報を広く家庭や地域、学校から収集したり提供したりして、啓発広報をすることが望まれます。

南九州市では、県立図書館や県教育委員会のホームページ・南九州市立図書館のホームページ、市広報紙等を活用し、子どもの読書活動の実態や、学校・図書館・民間団体等における様々な取組等を広く紹介しています。見やすい工夫や機能の周知や利用の促進を図ります。

3 学校、民間団体及び個人における優れた取組の奨励

南九州市では、読書関係団体等による優良読書グループを表彰するなど、図書館に対する功労者表彰などの表彰規定については、団体活動などが一時的な活動が多いためこれまで取り入れてきませんでした。しかし、その間に培われた実績やスキルが自然消滅してしまわないよう継続な活動とするために、ボランティア活動など地道に実践している個人やグループについて、10年をめぐりに表彰したり、市への表彰を推薦したり、積極的に進める必要があります。

第4章 推進体制の整備

1 子どもの読書活動推進体制の維持と発展

南九州市には、公共図書館・小中学校による読書活動推進会議があります。この会議を通し、各種取り組みがなされているところですが、幼稚園・保育園・高

校との連携が十分ではありませんでした。活動を広げる意味から、情報を収集し連携を広げることが急務となっております。

各種イベントや職場体験の受け入れや、スキルアップ研修や読み聞かせ講座などを利用し、また推進会議委員の理解を得ながら共に発展に努めます。

2 地方公共団体における連携・協力体制の整備

南九州市は、「第2次南九州市子ども読書活動推進計画」やその計画に基づく具体的な方策で各団体の支援を進め、または積極的に参加します。

3 各種団体等との連携・協力の促進

子どもの読書活動の推進に当たっては、鹿児島県学校図書館協議会や鹿児島県図書館協会の連携・協力・助言を受け、各団体は主体性を持ち、相互に連携・協力を図り、子どもの読書活動をより一層推進します。鹿児島県図書館協会の研修会や独自の研修を実施し、民間団体間との連携・協力が図られるよう啓発広報します。

【参考資料】

子どもの読書活動の推進に関する法律

平成 13 年 12 月 12 日法律第 154 号

(目的)

第 1 条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とします。

(基本理念)

第 2 条 子ども(おおむね 18 歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第 3 条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有します。

(地方公共団体の責務)

第 4 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有します。

(事業者の努力)

第 5 条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとしします。

(保護者の役割)

第 6 条 父母その他の保護者は、子ども読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとしします。

(関係機関等との連携強化)

第 7 条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとしします。

(子ども読書活動推進基本計画)

第 8 条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければなりません。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければなりません。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用します。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子ども読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければなりません。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子ども読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければなりません。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用します。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設けます。

2 子ども読書の日は、4月23日とします。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければなりません。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとします。

附 則

この法律は、公布の日から施行します。